

## 熊本県地域療育センター機能強化事業実施要項

### 第1 目的

熊本県地域療育センター機能強化事業は、各障がい保健福祉圏域の各市町村（以下「市町村」という。）と連携し在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児、障がいの疑いがある児童及びその家族等（以下「在宅障がい児（者）等」という。）に対して、身近な地域で相談、療育指導等が受けられる療育支援体制の充実を図り、在宅障がい児（者）等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 第2 実施機関

本事業の実施機関は、各障がい保健福祉圏域の児童発達支援センターを運営する法人に設置された地域療育センターとする。

地域療育センターは、地域において各種の相談・指導、療育支援等を行う中核的な機関であり、各障がい保健福祉圏域に1カ所設置するものとし、市町村との協議を踏まえ、設置について各障がい保健福祉圏域内で開催する地域療育ネットワーク会議で了承を得るものとする。

### 第3 補助

県は、市町村が支援を行う地域療育センターを運営する法人（以下、「運営主体」という。）に、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

### 第4 事業の承認及び計画

運営主体は、本要項に基づく事業を実施する場合、地域療育ネットワーク会議に提示した実施計画の内容を基に、市町村と協議し事業計画を策定するものとする。また、補助を受けようとする場合は、あらかじめ協議書（様式第3号）により、知事に協議し、承認を受けるものとする。

### 第5 事業実施内容

地域療育センターは、療育相談員を配置し次の事業を実施するものとする。

#### 1 基本事業

基本事業は、（ア）から（ウ）のいずれかを必ず実施する。なお、（ア）から（ウ）の複数を実施することとしても差し支えない。

##### （ア）多障がい等対応地域支援事業

様々な障がいの種別や障がいの特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できる体制整備を図る。また、困難事例に対応できるようにするための人材養成等に取り組む。

#### (イ) 早期専門対応地域支援事業

障がい児の早期発見・早期支援に積極的に取り組むことができるよう、職員の専門性の向上を図るための研修等の実施や他の職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。

#### (ウ) 住民相談等対応地域支援事業

相談や助言等を実施するための体制確保、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障がい者が作成した商品の商品展示会等の開催等を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

### 2 選択事業

選択事業は、基本事業とあわせて（エ）から（カ）の中から選択して実施することができる。なお、（エ）から（カ）の複数を実施することとしても差し支えない。

#### (エ) 地域の障がい児等支援の取組の充実を図る事業

障がい児の親に対する療育指導等の実施、乳幼児からの早期療育や各ライフステージに必要な一般こども施策（利用者支援事業、市町村子ども家庭総合支援拠点等）と連携した支援の提供等を行う。

#### (オ) 障がい疑われる児童、ハイリスクな児童と家族のサポート事業

産後の母親や問題が複雑化しているハイリスクな子どもと家族に対する相談等事業や、母子保健事業、保育所や放課後児童クラブ等の従事者を対象とする障がい児支援に関する研修等を実施する。

#### (カ) 一定程度の知識と技量を有するソーシャルワーカーの配置

10年以上の児童に関する経験を持つ、心理士、社会福祉士、保育士、児童指導員、作業療法士、理学療法士、相談支援専門員等を配置する。

## 第6 事業実施についての留意事項等

### 1 療育相談員の配置

療育相談員は、療育の知識を有し、圏域の療育関係機関と円滑な関係づくりや、在宅障がい児（者）等からの相談に対し、適切に対応できる者とする。

### 2 事業実施対象者

主として、障害児通所支援受給者証を有しない児童等を対象とするが、困難事例等を支援する場合はこの限りではない。

### 3 事業計画の策定

地域療育センターは、市町村及び関係機関と緊密な連携のもとに、在宅障がい児（者）等からの登録申請書（様式第1号-1）や関係事業所からの利用申請書（様式第1号-2）の提出を求めるなどして対象地域の在宅障がい

児（者）等及び地域の状況を的確に把握し、事業計画書（様式第2号）を策定するものとする。

#### 4 相談・指導の記録

地域療育センターは、相談・指導の内容を在宅障がい児（者）等及び対象事業所等ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに、指導に一貫性を保つように配慮するものとする。

#### 5 秘密の保持

当該事業の実施にあたって職務上知り得た在宅障がい児（者）等に関する秘密保持について、特に留意するものとする。

#### 6 情報共有

地域療育センターは、事業実施状況等について各市町村と情報共有に努めるものとする。

### 第7 関係機関との連携

地域療育センターは、障がい保健福祉圏域の関係機関と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう事業計画を地域療育ネットワーク会議に提示し、了承を得るものとする。

### 第8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。